

令和2年度  
**定時総会資料**

令和2年7月1日  
つくばスマートシティ協議会

## 目 次

1	報告事項		
	(1) 報告1	新規会員及び役員について	1
	(2) 報告2	分科会の設置について	3
2	審議事項		
	(1) 第1号議案	令和元年度事業報告	6
	(2) 第2号議案	令和元年度収支決算	10
	(3) 第3号議案	令和2年度事業計画(案)	13
	(4) 第4号議案	令和2年度収支予算(案)	14
	(参 考)	つくばスマートシティ協議会規約	16

1. 報告事項

報告1

つくばスマートシティ協議会名簿

(令和2年7月1日現在)

企 業	研究機関等	地方自治体
鹿島建設株式会社	国立大学法人筑波大学	茨城県
関東鉄道株式会社	国立研究開発法人産業技術総合研究所	つくば市
KDDI株式会社	一般財団法人茨城県科学技術振興財団	
CYBERDYNE株式会社		
株式会社常陽銀行	<b>新規加入</b>	
日本電気株式会社	国立研究開発法人防災科学技術研究所	
株式会社日立製作所		
三菱電機株式会社		
<b>新規加入</b>		
株式会社AGREE		
株式会社アスコエパートナーズ		
株式会社NTTドコモ		
東京海上日動火災保険株式会社		
株式会社トルビズオン		
東日本電信電話株式会社		
株式会社VOTE FOR		
ヤマトホールディングス株式会社		

## つくばスマートシティ協議会 役員一覧

(令和2年7月1日現在)

会 長	茨城県知事	大井川 和彦
	つくば市長	五十嵐 立青
参 与	筑波大学長	永田 恭介
常任幹事	茨城県産業戦略部技術振興局長	伊佐間 久
	つくば市政策イノベーション部長	森 祐介
幹 事	筑波大学システム情報系教授	鈴木 健嗣
	日本電気株式会社 上席技術主幹	永野 善之
	鹿島建設株式会社	浦嶋 将年
監 事	株式会社常陽銀行 コンサルティング営業部長	三代 琢治

## 2. 審議事項

### 第1号議案

## 令和元年度事業報告

令和元年度は、AI等の最先端技術を活用した次世代モビリティの社会実装により、自動車依存度が高い地方都市における課題解決モデルの構築を目指し、令和元年6月27日に協議会を設立し、国土交通省「スマートシティモデル事業」及び「新モビリティサービス推進事業」の採択を受けて、主に移動分野に焦点を置いた事業に取り組んだ。

令和元年度 国土交通省「スマートシティモデル事業」では、当協議会の提案が、全国73事業の中から、事業の熟度が高く、全国の牽引役となる「先行モデルプロジェクト」15事業のうちの1つに選定され、スマートシティの実現に向けた「実行計画」の策定及び環境・生体情報をセンシングするパーソナルモビリティ等の実証実験に取り組んだ。

また、令和元年度 国土交通省「新モビリティサービス推進事業」では、当協議会の提案が、全国51事業の中から、事業の熟度が高く、全国の牽引役となる「先行モデル事業」19事業のうちの1つに選定され、「キャンパスMa a S」や「医療Ma a S」の実証実験に取り組んだ。

さらに、令和元年度補正予算 国土交通省「スマートシティモデル事業」に、つくばスマートシティの取組を加速させる実証実験の提案・申請をしたところ、本協議会の企画提案が選定された。

この他、つくば市の課題等を整理する勉強会、事業進捗に関する報告会、実証実験の見学会等を開催した。

### 1 活動状況等

#### (1) 設立準備会

期 日	令和元年6月20日(木)
場 所	筑波大学 睡眠医科学研究棟 1階講堂
出席者	会員11団体
内 容	つくばスマートシティ協議会設立総会資料について

#### (2) 設立総会

期 日	令和元年6月27日(木)
場 所	筑波大学 睡眠医科学研究棟 1階講堂
出席者	会員11団体
内 容	(1) つくばスマートシティ協議会の設立について (2) つくばスマートシティ協議会規約(案)について (3) つくばスマートシティ協議会役員の選出について (4) 令和元年度事業計画(案)について (5) 令和元年度歳入歳出予算(案)について

#### (3) キックオフ会議

期 日	令和元年8月8日(木)
場 所	筑波大学 高精細医療イノベーション棟4階415号室
出席者	会員11団体
内 容	つくばスマートシティ協議会の活動計画等について

(4) 臨時総会（書面）

期 日	令和元年9月18日（水）
内 容	令和元年度歳入歳出補正予算（第1号）（案）について

(5) 事業計画検討会議（テレビ会議）

期 日	令和元年9月24日（火）
場 所	筑波大学 高精細医療イノベーション棟4階415号室 筑波大学 東京キャンパス文京校舎 507号室
出席者	会員11団体
内 容	(1) 茨城県の現状と課題について (2) つくば市が目指すまちづくりについて (3) 今後の進め方

(6) 臨時総会（書面）

期 日	令和2年1月10日（金）
内 容	令和元年度国補正予算「スマートシティモデル事業」への提案・申請（案）について

(7) 事業進捗状況等報告会議

期 日	令和2年2月12日（水）
場 所	筑波大学 第三エリア 工学系学系E棟4階E404会議室
出席者	会員11団体
内 容	(1) 事業進捗（コアエリア1, 2, 3）について (2) 令和元年度補正事業について (3) 実行計画の骨子案について

(8) 実証実験の見学会

期 日	令和2年2月12日（水）
場 所	筑波大学 つくば機能植物イノベーション研究センター（T-PIRC）内道路
出席者	会員11団体、国土交通省都市局都市計画課職員、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課職員
内 容	・ 模擬バス停を使用した顔認証によるバス乗降車の実証実験 ・ 車いす利用者がスマートフォンで事前にバスの乗車・降車の依頼を行い、運転手がバスの乗降車を支援する実証実験

## 2 国補助事業

### (1) 令和元年度 国土交通省「スマートシティモデル事業」

国土交通省からの委託を受け、以下の事業を実施した。

#### ア スマートシティの実現に向けた「実行計画」の策定

- ・ 実施主体：茨城県、つくば市、筑波大学（F-MIRAI）が中心になって策定  
常陽銀行は計画策定を支援（常陽産業研究所に委託）
- ・ 実施内容：区域の課題、KPIの設定、課題解決に活用するデータや先端技術の導入に向けた取組内容、社会実装までのロードマップ等を定めた実行計画を策定。

イ パーソナルデータを活用した安全なパーソナルモビリティの実証実験

- ・実施主体：CYBERDYNE(株)
- ・実施内容：走行時に想定される障害物に対する減速停止機能や、バイタルデータから生理的異常を検出した際にあらかじめ登録した連絡先に通知する連絡通知機能を検証する実証実験を実施。

ウ 「歩行者信号情報システム」を活用した搭乗者アラーム機能、搭乗型小型モビリティの実証実験

- ・実施主体：つくば市，産業技術総合研究所
- ・実施内容：電動車いすに取り付けたタブレットに，歩行者信号情報発信システムから受信した信号情報を表示することで，小型モビリティの搭乗者に対して安全情報を提供する実証実験を実施。

(2) 令和元年度 国土交通省「新モビリティサービス推進事業」

国土交通省からの補助を受け，以下の事業を実施した。

ア 「キャンパスMa a S」の実証実験

- ・実施主体：筑波大学 (F-MIRAI)
- ・実施内容：待ち時間コストを最小化するバス配車の最適化を目的として，新たに開発した「つくばモデルアプリ」（学内循環路線を中心としたバス時刻表・リアルタイム位置情報の提供）及び定点カメラによる人流データの計測，空撮による周辺交通流データの計測等を実施。また，バス運転手が目視で確認しているバス定期券を顔認証で代替する可能性を検証するため，模擬バス停を使用した顔認証によるバス乗降車の実証実験を実施。

イ 「医療Ma a S」の実証実験

- ・実施主体：筑波大学 (F-MIRAI)
- ・実施内容：筑波大学附属病院における実際の来院者を対象に，病院への移動手段，待ち時間等についてアンケート調査を実施。また，顔認証による本人確認（受付）デモを通じた顔認証受容性の調査も併せて実施。さらに，車いす利用者が，本事業により開発したスマートフォンによるバス乗降車リクエストを可能にする「バス乗降車支援アプリ」を利用し，運転手が乗降車介助サポートを行う模擬実験を実施。

(3) 令和元年度補正予算 国土交通省「スマートシティモデル事業」

高齢者や障害者，子供も含めて誰もが安心・安全・快適に移動できるまちを実現するため，以下の実証実験にかかる企画提案を申請し，採択された。

〈令和2年度実施予定内容〉

ア 顔認証によるバス乗車と移動先サービスを統合する実証実験

- ・実施主体：茨城県，つくば市，筑波大学 (F-MIRAI)  
NEC，関東鉄道，常陽銀行，茨城県科学技術振興財団
- ・実施内容：つくばの研究機関をめぐる路線バス「つくばサイエンスツアーバス」において，顔認証技術によるバスの乗車と移動先の受付サービス等を連動させる実証実験を実施。

イ パーソナルデータを活用した安全なパーソナルモビリティの屋内外走行実験

- ・実施主体：CYBERDYNE(株)
- ・事業内容：高齢者や交通移動弱者が安心安全に移動できるよう，障害物検知や安全停止機能，生理状態の異常検知機能等を有するパーソナルモビリティの屋内外走行実験を実施。

### 3 会員の入会

- ・令和元年6月27日 茨城県, つくば市, 筑波大学,  
鹿島建設株式会社, 関東鉄道株式会社,  
KDDI株式会社, CYBERDYNE株式会社  
株式会社常陽銀行, 日本電気株式会社, 株式会社日立製作所  
三菱電機株式会社 計11会員で発足
- ・令和元年7月31日 国立研究開発法人 産業技術総合研究所が加入 計12会員
- ・令和2年2月28日 一般財団法人 茨城県科学技術振興財団が加入 計13会員



**第2号議案**

令和元年度収支決算

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	備 考
事業費 収入	24,200,000	24,199,220	780	「スマートシティモデル事業」 国委託額9,999,220 [委託費10/10] (地方負担なし) 「新モビリティサービス推進事業」 国補助額14,200,000 [補助率1/2]
事業費 負担金	23,992,000	21,499,019	2,492,981	「新モビリティサービス推進事業」 茨城県 1,420,000 [地方負担額の1/10] つくば市 1,420,000 [地方負担額の1/10] 筑波大学 18,659,019 [地方負担額の8/10 11,360,000 国補助対象外備品購入等上乘分 7,299,019]
事務費 負担金	100,000	100,000	0	茨城県 100,000
雑収入	0	16	△ 16	利息 16
計	48,292,000	45,798,255	2,493,745	

## 2. 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A - B)	備 考
事業費	48,192,000	45,698,239	2,493,761	「スマートシティモデル事業」 9,999,220 常陽銀行 5,999,400 CYBERDYNE 2,999,920 つくば市 999,900 「新モビリティサービス推進事業」 35,699,019
事務費	100,000	69,097	30,903	公印 7,387 収入印紙 44,000 振込手数料 17,710
計	48,292,000	45,767,336	2,524,664	

(収入合計)

(支出合計)

(差引)

45,798,255 - 45,767,336 = 30,919 円

(令和2年度～繰越)

# 監 査 報 告 書

つくばスマートシティ協議会規約第10条第4項の規定に基づき、令和元年度の業務及び会計について監査したところ、適正に処理されているものと認めます。

令和 2年 6月 22 日


つくばスマートシティ協議会

会 長 大 井 川 和 彦 殿

会 長 五 十 嵐 立 青 殿

監 事

株式会社常陽銀行 地域協創部長

川島弘行 

## 令和2年度事業計画（案）

### 1 活動方針

本協議会の目的達成のため、次のとおり活動を展開する。

- (1) スマートシティ実行計画に基づく、社会実装を見据えた実証実験の取組を実施する。
- (2) スマートシティ実現に向けて、必要な取組に対して会員機関が相互に知見を出し合い、協力・連携し、スマートシティ実行計画へ反映していく。

### 2 事業計画

#### (1) 実証事業

##### 1 顔認証技術による公共交通バスの乗車と移動先サービスの統合に係る実証実験

最先端の研究機関が集積する研究学園都市の特長を生かし、立地する研究施設を巡る路線バス「つくばサイエンスツアーバス」において実証実験を実施する。

##### 2 人の生理系とモビリティが一体化されたサイバニックモビリティの屋内外走行実験

サイバニックモビリティによる交通移動弱者の安全な移動支援の実現に向けた屋内外走行実験を実施する。

##### 3 人の移動の流れの促進するスマート・コミュニティ・モビリティに係る実証計画の策定

交通空白地帯の解決、交通弱者を含む方々に対する持続可能な地域交通網の構築に向け、位置情報分析による交通需要把握と安心・安全なモビリティ提供に係る実証計画を策定する。

#### (2) 協議会運営

##### 1 分科会の開催

つくば市が抱える地域課題の解決や茨城県をけん引する都市づくりを実現するにあたって、スマートシティ/スーパーシティ化の取組を個別分野単位で検討し、内閣府「スーパーシティ構想」など政府スマートシティ関連事業への採択も見据えたプロジェクトの具体化を図る。

##### 2 情報収集・共有

他地域におけるスマートシティの動向、行政のスマートシティ事業の状況、スマートシティ化に資する最新技術など、会員間での情報収集・共有を図る。

#### (3) その他

その他本協議会の目的達成に必要な事業を実施する。

**第4号議案**

## 令和2年度収支予算(案)

## 【収入】 (単位:円)

科目	本年度予算	備考
事業費収入	9,999,000	「R1 補正スマートシティモデル事業」 国委託額9,999,000 [委託費10/10] (地方負担なし)
繰越金	30,919	前年度繰越金
計	10,029,919	

## 【支出】 (単位:円)

科目	本年度予算	備考
事業費	9,999,000	「R1 補正スマートシティモデル事業」 ※費用内訳詳細は次頁のとおり
予備費	30,919	
計	10,029,919	

「R1 補正スマートシティモデル事業」の事業費分配について

事業実施企業への分配予定額：NEC	4,504,500
県科学技術振興財団	495,000
CYBERDYNE	4,999,500

(1) 顔認証によるバス乗車と移動先サービスを統合する実証実験

つくばの研究機関をめぐる路線バス「つくばサイエンスツアーバス」において、顔認証技術によるバスの乗車と移動先の受付サービス等を連動させる実証実験を実施。

費目	金額 (円)
顔認証システムの構築費	4,095,000
実証実験の告知費用及び諸費用	450,000
①小計	4,545,000
②消費税①×10%	454,500
③合計	4,999,500

(2) パーソナルデータを活用した安全なパーソナルモビリティの屋内外走行実験

高齢者や交通移動弱者が安心安全に移動できるよう、障害物検知や安全停止機能、生理状態の異常検知機能等を有する小型モビリティの屋内外走行実験を実施。

費目	金額 (円)
屋内外対応モビリティシステムの構築費	3,245,000
モビリティと連動して機能するバイタル等各種センシングシステムの構築費	1,300,000
①小計	4,545,000
②消費税①×10%	454,500
③合計	4,999,500

# つくばスマートシティ協議会規約

(令和元年6月27日制定)

(令和2年6月17日改正)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解をSociety 5.0の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上に資するため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「つくばスマートシティ」の実現を目指す。民間活力を活かし、研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、つくばの競争力を高め、そこから新たな成長産業を創出する好循環を生み出し、便利で快適な人中心の未来都市モデルを構築する。これにより世界有数の筑波研究学園都市を擁するつくば市及び茨城県全体の持続的発展に寄与することを目的とする。

(所掌)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スマートシティの構築に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、前条の事業に関して、多角的に方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。

- 2 協議会に幹事会を設置する。
- 3 幹事会は、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要に応じて外部識者等を参加させることができる。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を様式第2号により会長に届けなければならない。

- 2 退会は、会長の承認をもって成立するものとする。

(除名)

第8条 会員が、協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の目的に反する行為をしたときは、総会において会員の過半数の賛同を得られたときはこれを除名することができる。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 2名
- (2) 参 与 1名
- (3) 常任幹事 2名
- (4) 幹 事 4名以内
- (5) 監 事 1名

2 会長は、茨城県知事及びつくば市長の職にある者をもって充てる。

3 参与は、筑波大学長の職にある者をもって充てる。

4 常任幹事は、茨城県産業戦略部技術振興局長及びつくば市政策イノベーション部長の職にある者をもって充てる。

5 幹事は、会長が指名する会員（教育・研究機関から2者以内、企業及びその他の団体から2者以内）をもって充て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、幹事となるべき者を推薦するものとする。

6 監事は、会長が指名する会員をもって宛て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、監事となるべき者を推薦するものとする。

7 役員の内任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の内職務)

第10条 会長は、共同して協議会を代表し、会務を総理する。

2 参与は、会長のいずれかに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 常任幹事及び幹事は、協議会の目的を円滑に達成するため、必要な事務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

### 第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が認めたときは必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により総会を行うこともできるものとする。

2 総会は、会長が召集し主宰する。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項



#### (幹事会)

第12条 幹事会は、常任幹事及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、常任幹事が招集し主宰する。

3 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理結果を総会に報告するものとする。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項

(3) 分科会の設置、改廃及び進捗管理に関する事項

(4) 分野間連携の方策検討に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

4 主宰者は、必要に応じて会員及び外部有識者に出席を求めることができる。

#### (分科会)

第13条 分科会は、当該分科会の対象分野に関して必要な知識又は経験等を有する会員によって構成する。

2 分科会のリーダーは、互選により選出する。

3 分科会は、分科会のリーダーが招集し主宰する。

4 分科会は、第3条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案を検討し、幹事会へ報告するものとする。

5 主宰者は、必要に応じて外部有識者に出席を求めることができる。

#### (定足数)

第14条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 幹事会は、幹事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

#### (議決)

第15条 総会及び幹事会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。

## 第5章 会計

#### (会計)

第16条 協議会が第3条で行う事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

4 協議会の予算は、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。

5 前項の規定にかかわらず、総会の承認の前の収入支出については、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

6 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

## 第6章 その他

#### (事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、茨城県産業戦略部技術振興局及びつくば市政策イノベーション部に事務局を置く。

- 2 事務局は、原則として茨城県、つくば市及び筑波大学の職員をもって構成する。
- 3 事務局には、事務局長、副事務局長、次長、次長補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

(解散)

第18条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の監事の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。

付 則